

【お知らせ】

幼児教育無償化に係る「現況届」の提出をお忘れではありませんか？

さいたま市幼児政策課

幼児教育無償化に係る「施設等利用給付費現況届」のご提出について、令和7年7月4日（金）までを期限として依頼しておりましたが、令和7年7月18日（金）時点でご提出が確認できない方にお知らせいたします。

令和7年7月1日以降も新2号認定（幼稚園の預かり保育利用料の無償化、認可外保育施設利用料の無償化を受けられる認定）の継続を希望される場合は、令和7年8月27日（水）までに「施設等利用給付費現況届」と「保育を必要とする事由を証することのできる書類」をご提出ください。

なお、期日までにご提出がない場合は、令和7年6月30日をもって新2号認定を満了とさせていただきますので、予めご了承ください。

【提出書類】

- ・施設等利用給付費現況届
- ・保育を必要とする事由を証することのできる書類

※保育事由が「就労」の場合は勤務証明書など、「妊娠・出産」の場合は出産予定日が確認できる母子手帳の写しなど

【提出期限（最終）】

令和7年8月27日（水）

※在籍する幼稚園等に提出する場合は、各園が指定する期限までにご提出ください。

○既にご提出等いただいている場合、本案内は行き違いですのでご容赦ください。お手数ですがその旨、在籍する幼稚園等職員の方や下記担当までご連絡をお願いします。

（担当）

さいたま市役所 幼児政策課

電 話 048-829-1885

FAX 048-829-2516

・案内裏面の添付書類一覧を確認し、添付書類と併せて提出して下さい。

添付書類一覧(裏面)

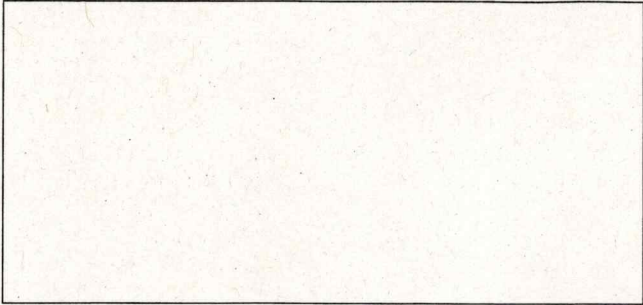
【保育を必要とする事由】

※各様式は、利用施設や市ホームページから取得できます。

事由内容		左記の事由を証明する書類（添付書類※）
1. 就労	保護者が毎月 64 時間以上労働していること。	◎就労証明書 + 【採用予定の方】 ◎求職活動・起業準備状況申告書兼誓約書 【自営業者の方】 ◎確定申告書控えの写し、事業案内、収支内訳書の写し等 【不規則勤務の方のみ】 ◎勤務状況がわかる書類（シフト表など）
2. 求職活動	保護者が求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。 【利用期間：認定の有効期間の始期から 2 か月を経過する日が属する月の末日まで】	◎求職活動・起業準備状況申告書兼誓約書
3. 疾病・障害	保護者が疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害を有していること。	【疾病】 ◎医師の診断書（保育困難であることが明記され、初診日および通院期間の記載があるもの） 【障害】 ◎障害者手帳の写し
4. 妊娠・出産	保護者が妊娠中または出産後間もないこと。 【利用期間：出産予定日が属する月の前月の初日から、出産日から起算して 8 週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間】	◎出産予定日のわかる書類 （母子手帳の表紙及び出産予定日の記載されたページの写し、診断書の写し等）
5. 介護・看護	保護者が同居の親族（長期入院等している親族を含む。）を、毎月 64 時間以上、常時介護・看護していること。	【介護】 ◎申立書 ◎関係書類（介護保険証の写しおよびケアプラン） 【看護】 ◎申立書 ◎関係書類（医師の診断書、障害者手帳の写し）
6. 就学	保護者が学校または職業訓練校に、毎月 64 時間以上在学していること。	◎申立書 ◎在学証明書、合格通知書のいずれか ◎授業のカリキュラム表
7. 災害復旧	保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧に毎月 64 時間以上従事していること。	◎り災証明書の写し
8. 育児休業取得時の継続利用	施設利用開始以後に育児休業を取得し、かつ、育児休業取得時に利用している施設を継続して利用することが必要と認められること。	◎就労証明書（育休期間を明記したもの） ◎育児休業中における特定子ども・子育て支援施設等の継続利用誓約書
9. その他	1～7 に類する状態にあり、児童を保育することができないと認められるもの。	◎左記の事由を客観的に証明する書類（詳しくは幼児政策課へご相談ください。）

【問合先】

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
 さいたま市子ども未来局子育て未来部
 幼児政策課幼稚園係
 TEL:048-829-1885 FAX:048-829-2516
 E-Mail:yojiseisaku@city.saitama.lg.jp



施設等利用給付費現況届

令和 年 月 日

(宛先)さいたま市長

【現況届にあたり同意いただく事項】

- 1. 施設等利用費の支給に必要な範囲で、さいたま市が保護者及び申請子どもと同一世帯の全ての者について、さいたま市住民基本台帳を閲覧することがあります。
- 2. 第3号認定の方については、保護者の属する世帯の所得の状況を確認するため、さいたま市住民税課税台帳を閲覧することがあるほか、子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。

以上のことに同意し、次のとおり施設等利用給付費の支給について現況を届け出ます。

認定保護者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	昭和・平成・西暦 年 月 日
	連絡先	① (- -)【自宅・父・母・()】 ② (- -)【自宅・父・母・()】

1 認定子ども

フリガナ		施設等利用給付 認定番号	
氏 名			
生 年 月 日	平成・令和・西暦 年 月 日	認 定 区 分	
保護者との続柄			

2 保護者の状況(↓どちらかに○をつけてください)

- [] 7月1日時点で、保育を必要とする事由に該当しません。
- [] 7月1日時点で、保育を必要とする事由に該当します(以下の欄も記入してください)。

(フリガナ)	認定子 どもとの 続柄	生年月日	保育を必要とする事由 (該当する番号に○をつけてください)	備 考 (認定時の保 育事由等)
氏 名				
		昭和・平成・西暦 年 月 日	1.就労 2.妊娠・出産 3.疾病・障害 4.同居の親族の介護・看護 5.災害復旧 6.求職活動 7.就学 8.育児休業取得時の継続利用 9.その他()	
		昭和・平成・西暦 年 月 日	1.就労 2.妊娠・出産 3.疾病・障害 4.同居の親族の介護・看護 5.災害復旧 6.求職活動 7.就学 8.育児休業取得時の継続利用 9.その他()	

※保護者毎に、保育を必要とする事由を証する書類の添付が必要です。

市 処 理 欄	変更なし	変更あり			引き継ぎ
		有効期間	保育事由	事由なし	